

第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 令和6年3月27日（水）午後2時～午後4時25分
- 2 場 所 教育センター 2階会議室
- 3 出席委員 14名（選出区分ごとに五十音順）
池澤龍三委員、田中稲子委員、田中友章委員、三輪律江委員、森嶋正行委員、成清敏治委員、村野太郎委員、筒井孝敏委員、吉田佳子委員、河井文委員、岡本啓子委員、上村貴子委員、堺美佐子委員、高橋成忠委員
- 4 出席職員 矢ヶ崎教育部長、角倉学校施設課長、遠藤学校施設課長補佐、崎井学校施設整備担当副主幹、佐伯学務保健課長、奥学務保健課長補佐、田中学務保健課係長、七里学校施設課主査、林学校施設課主任、平岡学校施設課事務職員
- 5 傍聴者 なし
- 6 内 容
 - (1) 前回会議録確認
 - (2) 議題
 - ア 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会答申を踏まえた対応について
 - イ 今後の学校プール整備の考え方について
 - ウ 諸室の整備方針見直しに当たっての考え方について
 - (3) 報告事項 令和5年度における委員意見の反映の方向性について
 - (4) その他
- 7 配布資料
 - 資料23—1 府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）
 - 資料23—2 府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（協議内容要旨）
 - 資料23—3 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画における学校規模等適正化の考え方
 - 資料23—4 府中市ホームページ記事
 - 資料24 今後の学校プール整備の考え方（案）
 - 資料25 諸室の整備方針見直しに当たっての考え方（案）
 - 資料26 委員意見の反映の方向性

会議録

○事務局 定刻となりましたので、ただ今から「第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。会長、お願いいたします。

○会長 はい。それでは、第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を開催します。はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

○事務局 はい。本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

○会長 はい。傍聴者はいらっしゃらないということですので、次に進みたいと思います。次に、委員の皆様の出席状況について、事務局から報告してください。

○事務局 全員にご出席いただいています。また、オンラインでご出席は1名です。出席委員数が過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

○会長 ありがとうございます。次に、前回の会議録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付させていただいていると思いますが、何か修正等の連絡は事務局にございましたでしょうか。

○事務局 はい。委員の方から、文言の修正のご連絡をいただき、反映しております。なお、内容について大きな訂正はございません。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは、本日、前回の会議録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することにしたいと思います。なお、本日、机に会議録を配布させていただいておりますが、黄色く着色している部分は、委員の個人名が入っておりますけれども、この部分は公開時には削除いたしますので、その旨ご承知おきください。それでは続いて、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思います。はじめに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、確認をさせていただきます。本日は、会議次第のほか、資料が7点ございます。

資料23-1 府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）

資料23-2 府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（協議内容要旨）

資料23-3 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画における学校規模等適正化の考え方

資料23-4 府中市ホームページ記事

資料24 今後の学校プール整備の考え方（案）

資料25 諸室の整備方針見直しに当たっての考え方（案）

資料26 委員意見の反映の方向性

の7点でございます。資料については、紙媒体の資料を机に置かせていただいております。これらの資料につきまして、不足等はございませんでしょうか。

《不足資料なし》

○事務局 よろしいでしょうか。本日の資料につきましては、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思っております。

はじめに、議題1の「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会答申を踏まえた対応」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題（1）「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会答申を踏まえた対応について」、ご説明いたします。説明が長くなりますので、着座にて失礼いたします。はじめに現計画における児童・生徒数の増減への対応の考え方についてご説明した後、「府中市学校 適正規模・適正配置検討協議会」から本市教育委員会に提出された答申書の内容についてご説明いたします。その後、答申を踏まえた対応について委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

はじめに、「【資料23-3】府中市学校施設改築・長寿命化改修計画における学校規模等 適正化の考え方」をご覧ください。

こちらは、現計画の79ページ・80ページの抜粋となります。「将来の児童・生徒数の増減への対応について」でございますが、「(1) 当面の改築事業における考え方」及び「(2) 統廃合等を含めた学校規模の適正化」において、「今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理した上で、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統廃合や学区再編を含めた学校規模や配置の適正化に向けた検討を行うこと」を記載しておりました。

現計画策定後に、適正規模・適正配置検討協議会が立ち上がり、令和3年度には「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」が答申され、今年度12月には「実施に向けた方策について」の答申書が提出されましたので、今回本協議会でその内容をご報告させていただくものです。なお、【資料23-3】裏面下段の「(3) の府中基地跡地留保地の活用」について、でございますが、「利用開始時期の遅れによる影響が見通せないことや、財政負担の低減効果などを総合的に勘案し、学校用地の確保については見送ることが適切である」とし、令和4年12月に活用を見送ることを決定しております。

それでは、「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会」からの答申について、ご説明いたします。令和5年12月に「府中市学校適正規模・適正配置検討協議会」から本市教育委員会に提出された答申書が【資料23-1】となり、【資料23-2】が協議会における協議内容がまとめられたものとなります。本市教育委員会では、今後、今回答申において示された内容を踏まえ、現在協議を進めている学校施設の老朽化対策と連携を図りつつ、子供たちにとってより良い教育環境を整備するための検討を進め、市としての具体的な方針を策定していくこととしております。なお、この答申につきましては市議会への報告も済み、【資料23-4】にありますとおり、市ホームページ上で公開されている状況でございます。

それでは、答申の内容について、ご説明させていただきます。【資料23-1】をお願いします。はじめに、1が検討の経過となりますが、令和4年9月から、令和5年12月まで、全10回の協議会を開催し、協議に当たっては、令和3年度に策定された「府中市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」において定義された条件に基づき、検討時期の基準に当てはまる学校、8校の抽出を行った上で、小規模校化が今後も進行していくことが見込まれる「武蔵台小学校、府中第七中学校」及び、大規模校である「府中第一小学校、

府中第二小学校」の4校については、「対策検討校」として、特に重点的な検討を行いました。検討に際しては、適正規模の範囲に近づけるための対応策として「通学区域の見直し」、「学校選択制」、「統合」、「校舎の増改築等」の内、どの手法によって対応することが最も効果的であるかといった視点で協議を行いました。その結果、「アの府中第一小学校についての適正化に向けた対応策としては、通学区域の一部を見直すことが有効であり、見直しに当たっては、通学区域が隣接しており、かつ、改築校となる府中第三小学校や、同じく隣接する本宿小学校の学区域との見直しを行うことが効果的である。」との答申内容に至っております。

裏面をお願いいたします。「イの府中第二小学校の対応策としては、通学区域の一部を見直すことが有効であり、見直しに当たっては、通学区域が隣接しており、かつ、改築校である府中第六小学校、府中第八小学校の学区域との見直しを行うことが効果的である。」となっております。

次に、「ウの武蔵台小学校の適正化に向けた対応策としては、隣接している府中第七小学校との統合が有効である。なお、本校は、現時点において既に単学級化していることから、早急に解決を図るべきである。」となっております。

続きまして、「エの府中第七中学校の対応策としては、府中第十中学校との統合が有効である。しかしながら、学区域が広範囲になることに伴う通学距離・時間などの課題を解決するため、隣接校との学区域の見直しも併せて行う、などの方策が必要である。なお、仮に、既存の学校敷地以外の適切な場所に、新たな学校敷地を確保することが可能となった場合には、既存学校敷地との比較検討を踏まえ、あらためて検討することが必要である。」となっております。

次に、「オの対策検討校以外の学校となりました、住吉小学校、新町小学校、白糸台小学校、日新小学校につきましては、現時点では小規模校の定義には当てはまらないこと、今後の1学級当たりの児童数の推計予測では、単学級が解消される可能性があること、などから、今回、詳細な検討は行わないが、引き続き、児童数・学級数の動向を注視していくことが必要である。」とされております。

最後に、2の補足意見として、学校施設改築・長寿命化改修計画とも十分に連携し対応していくことが極めて重要であることの旨が記載されています。

続いて、【資料 2 3 - 2】「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（協議内容要旨）」について、ご説明いたします。

【資料 2 3 - 2】をお願いします。はじめに、2 ページをお願いします。第 1 章「府中市の学校の現状と課題」としまして、1 の児童・生徒数の推移について、図表 1 から順に、全国、東京都、及び府中市を比較したグラフになります。

ページを進めていただき、4 ページの（1）では、令和 4 年 5 月 1 日現在の本市の児童・生徒数・学級数の現状、6 ページには、（2）として児童・生徒数・学級数の推計が掲載されております。

次に 8 ページをお願いいたします。ここからの第 2 章では、今回、対策を検討する必要がある学校の抽出といたしまして、下の図表 1 0 における大規模校・小規模校の 6 年後の学級数予測によって、検討を開始する基準に該当する学校を示しております。

次に資料の 9 ページから 1 1 ページにかけては、この検討を開始する基準にあてはまる、8 校の学校における令和 1 0 年度までの児童・生徒数、学級数の推計を記載しております。

次に、1 2 ページをお願いいたします。「3 対策検討校の抽出」では、8 校のうち、今後も大規模化・小規模化の状態が長く続くと予測される、一小、二小、武蔵台小、七中の 4 校を、「対策検討校」とし、優先的に対策を検討することと位置付けられております。

続きまして 1 3 ページから 1 5 ページは、基本的な考え方で定めていた、適正化に向けた対応策の検討をしていく際のグループ分けを記載しており、始めにグループ内で検討し、グループ内での解決が難しい場合には、隣接する学校も含めて検討することとしております。

次に、1 6 ページの図表 1 7 では、適正規模の範囲に近づけるための対応策を記載しております。

続いて 1 7 ページに移りまして、3 の「大規模校を含むグループにおける対応策の検討」としまして、はじめに（1）では、先ほどの適正化に向けたグルー

ブ分けの内、二小を含むAグループにおいて、二小の対応策の検討を行いました。対応策の検討としては、アの通学区域の見直し、18ページにお進みいただき、中段イの学校選択制、次の19ページでは、ウの統合、エの校舎の増改築と、各対応策について、それぞれ様々な視点から検討された内容の要旨を記載しており、二小については、通学区域の一部見直しが効果的である、との結論に至っております。なお、エの校舎の増改築についての記載の中で、二小の場合は特別支援学級設置校であることから集会等で一斉に使用する体育館については老朽化の状況も踏まえた配慮が必要であると記載されております。補足いたしますと、二小の校舎は平成2年に建設されていますが、体育館については昭和40年に建設されており、老朽化が進んでいる状況でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。(2)は、同じように大規模校の一小を含むEグループにおける、一小の対応策を、それぞれの手法で検討した要旨について記載しており、二小と同様に、通学区域の一部見直しが効果的である、との結論に至っております。

続きまして、22ページをお願いいたします。4の小規模校を含むグループにおける対応策の検討として、(1)は、武蔵台小の対応策を記載しております。武蔵台小を含むDグループ内において、アの通学区域の見直しから、25ページ、オの、その他対応策まで、それぞれの視点で検討した内容の要旨を記載しております。なお協議会では、ウの「統合を実施することが有効である」、という結論に至っております。

次に26ページをお願いいたします。(2)は、同様に小規模校として、七中の対応策についてグループ内で検討した内容を、それぞれ記載しております。協議会では、「七中と十中の統合が有効であるが、通学距離が長くなること、などが課題となることから、配置についても慎重な検討が必要である」、との結論に至っております。資料を少し進んでいただきまして、31ページから33ページにかけては、第4章「適正規模・適正配置の実施に向けた留意点」としまして、適正化を進めていく上で留意する点を記載しております。

32ページをお願いいたします。「(7) 建設経費など財政面について」の中で、統合を含む適正規模・適正配置の実施に際しては、教育的効果に加えて、財政的側面の課題も含めた多角的な検討を行った上で進めていくことも重要であることが記載されております。

最後に34ページ以降につきましては、付属資料となっております。以上が、検討協議会における、答申及び協議内容要旨となります。【資料23】についての説明は以上となりますが、なお、本協議会におきましては、適正規模・適正配置の結果を改めて議論する協議会ではございませんので、適正規模の考え方につきましては、ただいま説明した答申内容を踏まえていただき、本協議会におきましては、施設整備をどう進めていくか、計画素案に何を載せるかなど、幅広いご意見を賜りたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。今ご説明いただいたように、学校施設適正規模・適正配置検討協議会の答申が出たということで、今ご説明いただいたような内容になっているということと、この中でも、今回、こちらの方の学校施設改築・長寿命化改修計画とも十分に連携して対応していくということが書かれていますので、適正規模・適正配置の答申を受けて、現在、こちらの協議会で検討している計画の方に、どういうふうにそれを反映させていくのかということが、これから皆さんとの意見を伺いながら進めていく内容ということになりますけれども、ここまでご説明いただいた内容について、ご意見やご質問があればいただきたいというふうに思います。なお、発言される際には会議録を作りますので、冒頭でお名前を言ってから発言をいただければというふうに思います。どなたからでも結構ですので、何かご質問やご意見等ありましたら、いかがでしょうか。本協議会の中では委員が、こちらの方の協議会にも学識委員としてご参加されていたというふうに承知しておりますけれども、何か補足されたりすることや、ご発言されることはあればお願いいたします。

○委員 はい。今、ご紹介いただいたように、適正規模・適正配置の協議会の方にも参加させていただいておりました。内容については、先ほど事務局が説明されたとおりですけれども、実際に私も参加させていただいて、私は府中市で生まれ育っていないので、あくまで客観的に建築的な立場、或いは、自治体、或いは教育委員会で実際に学校建築に携わってきた立場として、色々発言をさせていただいた経緯がございます。感想とすると、やはり地元で生まれ育った方々の各委員さんの熱い想いですとか、或いは、教育現場に実際に立たれている先生方の意見、或いは地域のいろんな活動団体の方の意見とかを総合して、正直、文章で書かれるとサラッと書かれているようではありますが、実際には非常に積極的に、或いは勇気を持って各委員の皆さんが検討して出された答えだと思っております。ただ、私の方で申しあげたいことは、答申の最後に書いてあったように、やはり適正配置・適正規模をどういうふう to 実現させていくかとする、やはり老朽化対策ってこの委員会で作る、建替える順番とか

ですね、実際に建替える方法とか、さっきの二小の説明にありましたように、学校でも全部の棟を建替えるわけではなくて、体育館だけはやっぱり直した方がいいよね、というようなところが、学校ごとの棟単位で出てくるので、そういう時にこそ、適正配置・適正規模を実行する1つのきっかけになるのは、この改築とか改修をやるこのタイミングというのは非常に重要になると思っていますので、そこは最後に答申で書いてあったように、とにかく連携をちゃんとしていくことが重要だということを申し上げたいと思います。私の方からは、補足というか、そういった状況でしたということです。

○会長 はい。ありがとうございます。いかがでしょう。少し補助的なことを言わせていただくと、今回のご説明いただいた答申の中で、重点検討校というのを4校取り上げていただいている中で、そのうちの2校は大規模校ということで、第一小学校と第二小学校、これらはグルーピングしている付近の小学校との学区の見直しをするという方針が示されています。それから、2つの学校は小規模校ということで、武蔵台小学校と府中第七中学校ですが、こちらの方は、隣接する学校との統合が有効であるということで、第七中学校については、新たな学校施設が確保できる場合というのが可能としたので、その場合の留意点の意見が書かれているということかと思えます。個人的にちょっと思うのは、当然先ほど、委員がおっしゃられたように、府中市の場合、学校がやはり地域の核として、地域の市民の方々とも一緒に色々な取り組みをされていますので、それが長い時間の伝統がありますので、学区を見直すというのは、紙の上では簡単ですけれども、それは恐らく影響が大きいということで、そういう中でこういう答申になっているのだという理解をします。他方で、大規模校で学区を見直すということは、その一部の定員か児童数のキャパシティが周辺の学校に受け持ってもらっていただくことになりますので、場合によっては、それらの周辺校が改築の時期になる場合には、このことが多分こちらの方の計画で受け持っていかなければいけない、ということになるのかなというふうに理解をしています。それから、恐らくこの小規模校で統合するようなケースというのが、多分この計画の上では非常に大きい影響が出ているところなのかなと思いますので、これらのこともちょっと踏まえて、ぜひ委員の皆さまから意見をいただければというふうに考えておりますけれども。ご質問でも結構ですが。はい。では、どうぞ。

○委員 はい。私、保育園の運営に携わっております、今回、適正規模・適正配置委員会の資料を読ませていただきまして、ちょうど令和6年4月の保育園の児童数などが発表されたので、ちょっと補足として、参考までにお話しさ

せていただきたいと思います。公立、私立、地域型の保育園を含めて、府中市の中には62園がございます。その中で、今回47の保育園ですね、施設がですね、定員が埋まらないという状況で、4月をスタートすることとなっております。欠員数なんですけれども、こういったものが毎月毎月発信されているんですが、今回、309名というお子さんが、定員が埋まらない施設でスタートということになりまして、保育園の園長会の方では、今、危機的状況というか、少子化がものすごい急に進んでいるということで、定員の見直しをかけている施設さん、直接と行政と話し合いを進めていきたいと思いますというところが、増えているというところが現状でもあります。また、うちのグループの施設の中で、南町小学校の地域コミュニティに参加させていただいているんですけども、その際に校長先生の方からのお話では、今回卒園児の児童80名いたそうなんですけど、「入学する児童何名いらっしゃると思いますか」という質問の中で、「60名しか入学に至らなかったんですよ」という話があったんですね。これが正式な数字かはちょっと定かではないんですけども、そういった地域コミュニティの話でもありましたので、本当に今、地域格差が大きくエリア的であって、私、ちょうど府中の駅のすぐそばで保育園を運営しているんですけども、あそこは以前、委員から話があったように、マンションラッシュすごいんですよね。学童さんも小学校関係者さんも、皆さん本当に危機的に思っておりまして、本当にエリアによって、もうすごい格差があるんだなというお話があったので、それを踏まえて、ちょっと参考までにと思ひまして、お話をさせていただきました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。これは参考例ということですが、何か、事務局の方で補足されることはありますでしょうか。恐らくは、あれですかね、そうすると、少し前までは、都心部だけではなく、近郊部でも、わりかし待機児童のことが課題になっていたという時期がありますから、それに比べると、だいぶ状況が変わってきたということなのかもしれませんね。おそらく、こちらの方の本協議会の議題の対象になっている小学校、中学校ということになると、少し年齢が上ですが、今日の答申にもあったように、おそらく利便性の良いようなところは人口が増えているので、大規模校がさらに児童数が増える、児童数・生徒数が増えるのに対して、少し利便性が良くないようなところが、人口が減り始めているという影響が、これから出てくるので、それを見越して対応していかなければと思います。何か、ございますでしょうか。

○事務局 会長、それではちょっと事務局の方から、今、委員からいただきましたご意見について、説明させていただければと思います。今委員がおっしゃ

っていただいたように、やはり今回、対策検討校として4校を決定させていただいたのですが、大規模校としての一小・二小、小規模校としての武蔵台小・七中になるということで、同じ府中の中でも、これだけ地域差が出ているというところで、状況が市内一律での対応はちょっと難しい状況があるので、しっかりと報告させていただいた中で、それぞれ中心部と、そうじゃないところでの、今後の事項・動向というところも、ちょっと一律での対応が難しい部分もあると思いますので、その辺りは、それぞれの地域ごとの特性を十分に踏まえて、丁寧な対応を求めるような、ご意見も出てましたので、事務局としても、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

○委員 はい。小規模校化が進んでいることで、統合が有効であるということになっておりますが、事務局にお尋ねしたいんですが、それに伴い、廃校も当然出てくるということですね。この辺を、どの時点で計画を立てるのか、そこら辺をご説明いただければ、お分かりになると思いますので、お願いいたします。

○会長 はい。事務局の方から。

○事務局 まず、統合の手法について、先に触れさせていただければと思います。今、委員さんからご質問あったとおり、実際の統合の手法としては、こちら資料、23-2の16ページにあるんですが、具体的にいくつか、主に3つの手法が統合といってもございます。ただ、今回、協議会の方で、答申としていただいたものについては、委員からご質問いただいたように、基本的には2つの学校、武蔵台小と七小、中学校であれば七中と十中、こちら統合することによって、適正規模の、小規模校の課題について解決できないかというご意見でしたので、お答えとしましては、やはりこの2校を統合するということは、2校あった小学校・中学校が1つになるということなので、1校は廃校という形が、この答申としては出されたものだと思っています。ただ実際にはこちらは答申ですので、今後はこちらの協議会と連携させていく中で、最終的な結論というのは、決める形で考えております。

○委員 わかりました。廃校もあり得ることで、今までは、前回は改築ということで、全て進めていたような気もいたしますけれども、当然、廃校になれば、小学校22校、中学校11校のうち少なくなることで、施設整備も当然安くなりまた少なくなります。ありがとうございます。

○会長 参考までに、統合するとなると、統合時に改築していくという考え方であるのか、あとは、そういう場合の手続きとか期間というのを、どういうふうに、今後計画策定するわけですけど、その後に見ていくのか、現時点でイメージされているのか。

○事務局 やはり統合をもし進めていく時に、適正規模の協議会の中でも、話はあったんですけども、委員の先ほど仰っていただいたように、改修とか改築の機会を捉えながらやっていくのが、その適正規模の対策をとる上では重要だろうということで、ご意見をいただいております。府中市におきましては、今回の適正規模の考え方を出していただきながらも、改めてその学校の老朽化対策というのを、同時平行的に進めている最中ではありますので、そういった状況を見ながら、教育環境面での小規模校化・大規模校化している課題と、後は施設が老朽化しているという課題に対して、両方とも喫緊の課題であるという認識をもっておりますので、そういったものを、丁寧に対応していく必要があるのかなというふうに考えております。ただ、これまで八小と一中と、三小と六小の改築事業を進めさせていただいて来たんですけども、仮に学校を統合するということになりますと、やはり地域の方について説明ですとか、それぞれの学校を1つにするというようなところで、今までのように整備するというだけではない事柄が、だんだん出てきますので、そういったことについては時間をとって、必要な時間を設けて行きながら、そこが終わりましたら、学校改築の設計とかですね、改築のフェーズに入っていくかなというふうに思っています。以上です。

○会長 はい。承知しました。そうすると、改築をするタイミングはどこかであるんでしょうけど、その前に統合の準備の説明があって、それを踏まえてそういうようなスケジュール感で考えていくということですね。

○事務局 そうですね。やはり他の市の事例で見ますと、やはり1年とか2年とかそういった期間を設けながら、地域の方とか学校と色々協議することがたくさんあるかと思っておりますので、そういったことを手順に見ながら進めていくというふうに思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○田中会長 では、次は、委員にお伺いします。

○委員 はい。ご説明ありがとうございました。適正規模・適正配置の件は、どの都市も難しい問題で、郊外における軽減と中心部が多いというアンバランスを学校教育の中でどう展開するかという担保の件で、教育委員会の方でもかなり問題視されていると思います。そちらに関しては今議論されていることで、大筋、仕方ないという言い方で、ここまで。あとは適材適所にエリアごとに言及して考えていくという考え方になると思うんですけど、この協議会の方は、どちらかというと老朽化対策推進協議会ということになるので、施設においてどういうものが改修する際に必要かという観点だと思うんですね。その時に1つ言えるとしたら、例えば、今後合併していくところ、要は郊外が遠いところですね。子供たちが減っていくかもしれないけれども、合併して学区が広がっていく子供たちの生活の場としての学校の在り方というのを1つポイントに入れておく必要があるかなというふうには思いました。というのは、多分通学路が長くなるわけですね。小学生だと、一年生だとすごく疲れちゃうし。もしかしたら、その中で保護者を待つというようなことが今後起こってくるかもしれないし、実際に地方の郊外の遠方のところで、片道30分、1時間ぐらいかかるようなところに通学するというような状況においては、やっぱり園バスだったり、学校のスクールバスだったりとか、そういうものも、もしかしたら今後、府中も考えなきゃいけないことになるかもしれないときに、そちら側の施設整備の中に、学校教育の時間外の子供たちの滞留する場みたいなものを、一応考えておくという、そういうケーススタディも盛り込んでおくのは1つなんじゃないかなというふうに思いました。例えば学童保育、今回の放課後クラブが入ってますけども、あれも1つの方法ではありますけど、必ずしもあれに登録している子だけじゃなくても、もしかしたら放課後少しとどまって、子供たちが集団で帰っていくみたいなことをやろうとしたときに、学年差があってバラバラで下校するときの様子みたいなものを少し考慮しながら、そのための溜まり空間だったりとか、そういうことが教室で転用できるのか、もしくはそういう別の部分でそういう場を確保しておいた方がいいのか、を実際には検討する、というぐらいの書き方で今はいいと思うんですけど、その案件はもしかしたら今回の協議会の方の答申の中で少し加えておいてもいいのかなというふうに、直感的ですけども思った次第です。

○会長 はい。ありがとうございます。今の点について、事務局の方からございますか。

○事務局 はい。貴重なご意見いただいて、ありがとうございます。やはりそういうところも想定をしながら、今後ですね、起きてくるところについては、今回の改築計画からもちろん見直しを適宜かけていくことにはなりますけれども、将来を見据えたものにしていきたいと思いますので、今の意見をちょっと踏まえた形での計画づくりについても検討をしていきたいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。もともとはですね、大規模校と小規模校があるということは前提で計画が作られているわけですがけれども、今、委員が指摘されたように、その学区の大きさという通学距離みたいなものの条件が少し異なるケースが想定されるので、そのことは少し考えておいてもよろしいかもしれません。はい。ありがとうございます。お伺いしたいと思います。委員は先ほど手を挙げられたんでしょうか。

○委員 そうです。ありがとうございます。この報告書の内容について確認させていただきたいと思います。今回は小学校で言いますと、大規模校である第一、第二と、武蔵台小学校になっていまして、今後は注視しなければいけないけれども、住吉、新町、白糸台、日新については現時点では、ということなんですけれども、この校舎の改築というのはスパンがとっても長いのかなというふうに考えたときに、今資料がある学級数の推計の6年間の推計しかないのですが、私にはわからないのですが、日新小とか令和10年まで考えれば、急激に今の武蔵台小レベルになっていくということを考えてときに、現時点での報告、答申は理解するのですけれども、校舎改築を見据えたときにはスパンが短すぎて、この4校についても見据えた検討が必要になるようにも感じるのですけれども、ここはどんな考え方になっているか、確認をさせていただければと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局 校舎改築を見据えると、改築までに少なくとも、統合の先ほどお話をしたときには、準備に2年、設計で今も2年少しかかかっていて、改築にも2年少しかかかっていくという状況を見ると、7年ぐらいプランニングしてかかるという、やはり時間がかなりかかるということがありますので、一方でこの住吉小から日新小学校の学校については、すでに適正規模の基本的な考え方の中で、注視すべき学校としてピックアップされている学校になってきておりまして、今回具体的な速やかに対応する学校の4校と比較すると、まだ注視すべ

き段階というふうな判断としておりますので、今回、適正規模の学校が4校を対応して終わりというふうに思っておりませんので、引き続き毎年の状態を見ながら、ぜひ、検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

○会長 はい。どうもありがとうございます。では、委員。

○委員 はい。まず、この答申の中で「小中一貫校の設置は別物であるため」と書いてあるんだけど、小中一貫というと、50万都市で、政令都市になれば教育要項を自由に決められるみたいな話だから、もともとその小中一貫は無理なんじゃないかなというふうに思っております。それで今、市が進めて推進している小中連携というふうについては、同じ校舎の中でいけるので、そういうことかなというふうに思っています。先ほど、委員から登下校の話が出たんですが、もともと第七中学校に七小の子供たちと、武蔵台小学校の子供たちが来る距離なんですよ。だから、その七中を中心にすれば、大体いけるのかなと。また、その立地の条件に関しても、かなり広大な敷地がありまして、今建替えの時の仮設について、その七小を使いながら、武蔵台小学校を建てるだとか、かなり経済的にもいけるんじゃないかなというふうに思っています。最初の方にありました、その七中については、2クラスしかずっとなかったの、クラス会も大変だったという話だとか、クラブがだんだん減ってきたと。現実的にもう野球部もサッカー部もないんですよ。一時期バスケも水泳も無かったというくらい。これは教職員の先生たちがいないので、顧問がつかないということで、せっかくその少年野球場の大きなグラウンドがあるにもかかわらず、小学校のうちではできるんだけど、中学校に行くと、他所に行かなくてはいけない。このことについては僕実は、九小を出身してまして、武蔵台小学校に行きまして、そして七中に行ったという経緯があるので、内情はPTAをやっていた頃から、なんとか、小中一貫校ができないかという話をしましたら、10年くらい前かな、小中一貫校の色々やっていただいたというのがあるんですが、そういったことを含めてそのところ。あとは、先ほど委員から出ました、待機児童がもうすでにいないよと。その代わりに、会長が言われていたように、当時の待機児童の子たちが今、小学校4年生、5年生で、学童に入れられない状態というのがあるんです。それで、もう基本的には一人のスペースが全然なくて、法的にもダメよというくらいの受け入れできないような状態。今、子供の居場所という話も先ほど出ていましたが、放課後の居場所についても、府中には学童はあるんですけど、児童館がないんですよ。ないというと怒られてしまうけど、文化センターの中に一部屋だけあるだけ。他市を見ると、その児童館の中でいろんな相談ができたりしている。中学生まで行ける状況なんですよ。今、建替え

に関して言うと、この建替えの中でいろんな居室の問題がありますが、不登校の子たちが他所から入れるとかもあるんだけど、やっぱり学童、八小の問題もかなり上の方へ作ってくれましたが、学童のスペースと、あとは児童館についてですね、今まさに文化センター、11の文化センターのあり方協議会というのが始まり始めて、どう使ったらいいかという話。これも実は、武蔵台小学校、第七中学校、そして文化センター、そして野球場とかなり広大なところがあるので、できれば地元の方の意見からすると、全部まとめてくれないかなと。七小と、武蔵台小と、七中と、そして文化センターとしてくれると、建設費もかなりコストが下がるのと、仮設の問題に関してもかなりクリアにできるんじゃないかなと。当時、22の小学校と11の中学校でしたから、33。これを毎年3つずつ建替えて、おおむね10年というのが市長から出てた話なんですけど、まあ、いくつか終わってますけど、建替えで完成するのは10年くらい先になるのかな、早くてかな、という気はしてるんですが。この計画を立てるにおいて、先ほども校長からも出てましたけど、ちょっとその時代がどうなるのかなというのと、前回の、協議会で質問させてもらったんですが、第一小学校の国際通りのところに、7棟かなり大きなのが建つけども、これが分譲なのか、賃貸なのか、ビルの方向はどういう方向に向いているのか、方向というのがその、運営の仕方ですけど。そうすると、分譲だったら一時期に増えるけど、その後減っていくんだらう。賃貸であれば、やっぱり利便性もあるので回っていく、もしくはビジネス、ワンルームで行くのか、分かる範囲でお願いしますということをお前回言ったんですけど、もし分かればそれも含めてお願いします。以上です。

○会長 はい。今の発言を聞いて、事務局の方から何かありますか。どのような動向がありますでしょうか。

○事務局 今、具体的な動向の話とかをいただいている中で、例えば小中一貫校につきましては、いろんな市で、今、義務教育学校という形でも設置されてきていて、私も今、設置要件のところまでは把握をしていなかったんですけど、ただ、地方の小さな都市でも、今、義務教育学校ができているのもありますので、またそこに関しては、そういった制約はもしかしたらないのかと思っております。ただ、ここの小中一貫校のところについては、お話しがあったように、府中市では小中連携という形で、例えば施設が近くても、遠くても基本的には2つの小学校に対して、1つの中学校が連携しながら対応していくというところのバランスを取りながら、府中市の学校教育を全体的にどうするかというような立場で進めて来たところがありますので、統合という手法の中で、

小中一貫というか、義務教育学校という考え方を取る市とかもあるかと思うんですけど、府中市に関しては、切り離して、あくまで適正規模で、小規模化している学校をどうしていただいたらいいかというところに着目して、答申をいただいたという状況になっております。具体的な、いろんな公共施設との連携とか、どんな場所に統合していくのかというところについては、またその1つ先の具体的な部分になってきますので、現段階では、まだ答申をいただいて、そして、当資料ごとに、施設として何ができるのかというのを、協議会の中でお話いただいた後に、具体的な方向性を考えて行こうと思っておりますので、現段階では、なかなかお伝えできることはない状況であると思っております。

○事務局 補足なんですけれども。今回、武蔵台・七小、七中のこのエリアですが、小中一貫校についてもあくまで適正化に向けた一つの方策として協議したんですけれども、七中の学区が武蔵台小と七小から七中に行く学区域になっておまして、小中一貫校を作ったら学校全体の規模は大きくなるんですけれども、結局、中学校の学区域が変わりませんので中学の生徒数、学級が増えないため、七中のクラブ活動が少ないとか、教員が足りないとか、そういう課題が解決できないというのが、問題であるというのは、協議会の方でも意見が出ていたところですよ。

○事務局 最後に、前回協議会でも委員からいただいた、中心部の開発状況に伴う、こちら教育委員会でも検討中の考え方ですが、今回、答申の中でも、要旨の中の33ページに、9番で「情勢変化への対応」ということで、今後、大規模開発とか社会情勢の変化で、今回の児童生徒数推計について、何か疑義等が生じる可能性がありますら、現時点で想定しない学校だったり、また、大規模校化が再度進むとか、そういったところを、まとめまして、適宜、教育委員会の方で、検討を進めたいと思っておりますので、また、そういった開発状況についても、市役所の中で連携をきちんととりながら、対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。委員、何かありますか。

○委員 先ほど、会長の方から、統合するなら、統合、建物と一緒になのか、という話もあったんですが、第一小学校ですら、ビルが建ってしまえば、秒読みだと思うんですよ。出てきた時点で、仮設校舎で対応するのか、という話もあるかなど。それで、だから本当にタイムリーで、というか、もう建つことは分かかって、建築確認にも降りているという話なんで、そこは参考に入るんじゃない

ないかなというふうに思います。あと、七中の問題に関して、今お話しいただいた、中学校の教員が少ないな、というのはあるんですが、その問題じゃなくて、クラブ活動に関しても、実は小学校の教職員の先生たちが、顧問をしてくればという意味合いなんです。それで、あと、小中一貫と小中連携ということの違いが、要するに、50万都市があれば、一貫していいよということが、例えば、品川の、何だっけ、泉小学校だったか学院だったかな。当時、統合したところがあるんですが。一貫にすると教育法が変わるので、カリキュラムを組まなくてはいけない。東京都が出していたものと、擦り合わせてどうだろうかということが、1年終わったら、十分クリアしているというのがあって一貫ができました、というお話だったんです。その後、武蔵台小と七中、遅ればせながら七小も混ぜてくれということで、小中連携が始まったんです。5年間くらいだったのかなと思います。最初は、確かに小学校の教職の先生たちは、全科目、そして中学校の先生は、専門分野があるということで、結構うまくいかなかったことが、最初だったんですが、その後、校長が変わられて、本当にうまく回るようになって、中学生の書いた作文を小学生の前で読みに行って、意味が分からなくても、それが後になると、英語教育もそんなふうにしてましたので、一貫校じゃなくて、連携校の推進という部分に関しては、同じ建物じゃなくてもいいんだけど、せっかくだから同じにすると、この協議会の中の建築費用の問題も含め、時間的な問題だとか、仮説校舎の問題も含めて、かなり有意義な感じになるんじゃないかなというふうに思っているところです。ですから、全然離れた話をしているんじゃないじゃなくて、この協議会においても、郊外で学校を持っているのと、駅のすぐいところに持っているのと、別々で考えながら、あとは建替える順番というのは、後ほど出ると思うんですけど、緊急性の高いところであるとか、安定したところからやっていってもらえばいいのかなというふうに思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。恐らく、今委員からいただいたように、個別に色々想定して見ていかなければならない課題があると思うんですが、計画の中にあまり個別具体的なことを書くわけにいかないんで、それは計画の中で体系的に書かれている中で、今発言いただいたようなことをどう書き込むことが適切なのかと、ちょっと点検していただいて、少し工夫する余地があるかどうかを確認いただければというふうに思います。

○事務局 補足でございますけども、もう少し詳しく資料の方をご説明すればよかったんですけど、お手元の資料のまず【23-2】の、協議内容要旨のところの、まず6ページと7ページをご覧いただければと思います。こちらのま

ず6ページの方が、小学校の令和4年度の状況と、令和10年度の状況を示しています。実はもう軒並み各学校で、今言われている大規模な一小・二小できえも、児童数が減ってくるという状況でございます。全体で言いますと、約2,400人、この時点で減ってございます。中学校については、令和4年、令和10年では、さほど多く変動しないんですけど、実はもう3年、この小学生の人数をこのまま、こっちにスライドしてきますので、この中学校も軒並み減少に入っている状況になっています。したがって今、中学校は安定的だというふうに言わなくて、中学校も、小学校の今の児童数の影響を受けていますので、前回の資料で若干、その辺はお示したところがありますが、今円で示しておりますけれども、各中学校の方にも影響が出て参ります。そうしたところから、この答申書の方では、まず、お手元の18ページの方をご覧くださいければと思います。第二小学校については、現在、改築を進めている第六小学校、そして改築が終わりました第八小学校ですね。こちらの方が、受け皿となって、ある程度、代表校の方の分散を今検討しており、学区域の変更となりますけれども、そういう方法も1つ考えられるのではないかとということで、答申をいただいております。次のページで、21ページの方に行きますと、先ほどは、色々ご提案いただいている、第一小学校をどうするかというのが挙がったと思うんですが、今、駅前でも色々、建替えが始まっておりますけれども、隣接している第三小学校の方が、今、改築中となっておりますので、こちらの方も、三小も減ってきておりますので、そちらの方ももう一つ受け皿として、もう一度学区域の検討も含めてやってきたんだと思うんですけど、そういったところを、検討していくのがいいのではないかとということで、ご意見としていただいているところでございます。私からは以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。オンラインでご参加されている委員、何かございますか。なければ、進めさせていただきます。

○委員（オンライン） はい。音声はかなり割れておりまして、皆様の意見交換がよく聞こえていない状況で、今参加しております。資料は拝見しておりますので、気になることがあれば、メールで別途、ご連絡できればと思います。すみません。

○会長 ありがとうございます。また途中、何かご発言があれば随時声をかけていただければと思います。それでは、会場の委員の方々はよろしいでしょうか。特になければ、次の議題に移らせていただきたいと思いますというふうに

思います。議題1はここまでとさせていただいて、次に議題2の、今後の学校プールの整備の考え方について、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題(2)「今後の学校プール整備の考え方」について、ご説明いたします。

【資料24】今後の学校プール整備の考え方(案)をご覧ください。この資料では、学校プール及び地域プールの現状、学校プール運営の課題と、対応策としての屋内化・集約化の提案、他自治体の事例について説明いたします。表紙をおめくりいただき、2ページをご覧ください。府中市における学校プールの設置状況となります。すべての学校に25mの大プールを設置し、小学校については15mの小プールを併設しています。恐れ入りますが、設置場所について、一点訂正をお願いします。八小プールの設置場所について、「平置き」となっておりますけれども「体育館屋上」と訂正をお願いいたします。今回の改築により、体育館屋上に設置しております。ほとんどの学校は地上にプール設置していますが、八小と中学校の一中～八中については、武道場または重層体育館の屋上に設置している状況でございます。三小と六小については現在改築を進めており、令和6年度後半に竣工の予定ですが、設置場所は校舎の屋上となります。多くの学校で設置から40年以上が経過し、老朽化が進行している状況でございます。

続いて3ページをお願いいたします。府中市における地域プール・学校プールの方向性を示した資料となります。本市には、市民が利用する地域プールが、市民プールと美好水遊び広場を含めて7施設、設置されておりました。このうち4施設、小柳プール、白糸台プール、武蔵台プール及び新町プールについては、公共施設マネジメント推進プランのモデル事業2「学校施設の更なる活用」の検討の結果、令和3年度末に廃止されております。市民プール、西府プールは令和8年度までにニーズを確認し、処分を検討する予定となっております。一方で学校プールについては、ニーズの把握や試行的な実施などを通じて、各学校プールの地域への開放を検討している方針です。この方針に基づき、十小、十中において地域開放を試行的に実施しているところです。

4ページをお願いいたします。水泳授業の課題、プールの屋内化・集約化のメリット・デメリットとなります。近年の猛暑による熱中症のリスクと天候不順の影響により、計画的に水泳授業を実施できないことが課題となっております。前回の協議会での質疑の中で、14～15コマ程度の水泳授業を計画するうち順延しながら実質10コマ程度を確保している、とお伝えしております。

補足しますと、15コマ実施するつもりでいて5コマが中止となるのではなく、5コマ分余裕を見て設定し、実際に行う上限が10コマ、というイメージとなります。いずれにせよ、当日の状況により、実施の可否が左右されることには変わりません。そのほかの課題といたしましては、水泳授業を実施できる期間が6月から9月に限られ、施設の稼働率が低いこと。授業を実施できても、プールサイドの温度上昇など、安全面に配慮が必要であること。鳥の糞など異物が混入する場合があります、清掃や水質の維持管理が課題であることなどが挙げられます。このような課題に対応するため、プールの屋内化や集約化を検討したいと考えております。

それぞれメリット・デメリットがあり、それを整理した表を下段に掲載しています。はじめに屋内化のメリットとしては、計画的な水泳授業の実施が可能であること。安全かつ衛生的なプール環境の整備が可能であること。安定的な地域開放の実施が可能であることが挙げられます。一方、デメリットですが、屋内プールの設置費や維持管理費が高額であることが挙げられます。全校のプールを屋内化することは財政面で現実的ではないため、集約化が必要になります。次に集約化のメリットとしましては、プールの設置費や老朽化する既存プールの維持管理費を削減できること。プール稼働日数と利用人数の増加による費用対効果の改善が見込めることなどが挙げられます。また、プールを設置しない学校で用地が空くことにより、仮設校舎を建設せずに改築を行う可能性が高まることもメリットと考えられます。デメリットですが、学校間の移動に時間や費用が必要であること。カリキュラムの見直しや学校間の利用調整が必要であることが挙げられます。

続きまして、5ページをお願いいたします。検討のアプローチとして、1施設当たり、何校が利用できるかを検証した資料となります。屋内プール1施設当たり、15校程度を見込んでいます。

前提条件ですが、共同利用する施設は屋内温水プールで、通年利用可能とする。1年間の授業日数は約200日。水泳授業は、移動時間等を考慮し、2コマで1回の授業を行う。1学級当たり5回の水泳授業を行い、従来と同じ実質10コマを確保する。小・中学校平均16学級とする。2学級で合同の授業を行うものとする、としました。プール側の年間利用可能回数は、1日3回（午前2回・午後1回）の水泳授業を行うとして、200日×3回＝600回。1校当たりの年間利用回数は、16学級と授業5回を掛け、合同授業を行う学級数2学級で割り、40回。1施設当たりで受入れ可能な学校数は、プール側の年間利用可能回数を1校当たりの年間利用回数で割り、15校となります。ただし、カリキュラムや学校行事との兼ね合いで、学校がプールを利用できる時期はある程度限定されるため、実際に共有できる学校数はもう少し減

ると想定しております。一方で、改築済みの学校や比較的新しいプールを保有している学校があるため、共同利用する学校は全33校ではないと想定しています。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただければと思います。例えば、中学校でございますが、一中から八中のプールを平成に入ってから設置しています。設置場所は武道場または重層体育館の屋上で、建物としての耐用年数は30年以上あることから、こうしたプールは当面の間使用を継続することも視野に入れていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。公共・民間プールにおける水泳授業実施の可能性として、1施設当たり、何校が利用できるかを検証した資料となります。近年、自治体の中には、水泳授業の実施場所を学校外の公共プールや民間プールに移行する自治体が現れてきています。ただし、すべての学校の水泳授業を移行できるかは、それぞれの施設の数と、距離及び移動時間が課題となります。現在、府中市内にある公共・民間プールは3施設となります。公共プールは、浅間町にある府中市生涯学習センターの温水プールでございます。民間プールにつきましては、八幡町にあるセントラルスポーツ府中、宮西町にあるコナミスポーツクラブ府中の2施設となります。前回の協議会で、令和6年度に三小の水泳授業を校外で行うこととお話しておりますが、その検討過程でヒアリングした情報によりますと、生涯学習センターは貸切利用が不可。民間プールはいずれも貸切利用可能とのことでした。いずれも、2コマの授業時間で1回の水泳授業を行うとして、1日3回まで行えるとの条件となります。

民間プールを貸切利用できるのは週1回の休館日となりまして、年間45日とすると、1日3回に45日を掛け、1施設当たり135回となります。1校当たりの通年の水泳授業回数が40回として、民間プール1施設当たりで受入れ可能な学校数は、3校程度となります。なお、三小の校外授業検討の過程では、最初に近隣校の使用を優先し、次に公共・民間プールの使用を検討しております。検討に当たりましては、児童のプライバシー保護のため、貸切利用できない生涯学習センターよりも、貸切利用できる民間プールの使用を優先して検討しております。

続いて、7ページをお願いいたします。屋外プールと屋内温水プールを比較した資料となります。カリキュラムへの影響、施設の稼働率、移動、コスト、その他の観点でメリット・デメリットを比較しております。まず屋外プールのメリットといたしましては、カリキュラムの影響がないこと、自校にあるため、児童・生徒の移動負担が生じないこととございます。一方デメリットとしては、稼働率が低いこと、コストがかかることとございます。屋外プールでの

水泳授業は6月後半～9月に限られ、授業中止の基準である「暑さ指数31℃」以上の日や悪天候の際はプールが使用できません。コスト面では、屋外プール1施設当たり、2億円台後半から3億円程度の設置費用を想定していますが、年間で約3か月しか使用できない施設を、それだけの費用をかけて全校に整備しなければならないことはデメリットと捉えております。次に屋内温水プールのメリットでございますが、天候に関わらず通年で利用でき、集約化することで稼働率を高めることが可能であること。地域開放した場合、一般利用者から施設利用料の収入を得ることもできます。その他、共有化した場合、プールを設置しない学校で用地が空くことにより、仮設校舎を建設せずに改築を行う可能性が高まることが挙げられます。一方デメリットでございますが、学校のカリキュラムの変更が必要であること。移動の面では、拠点校除き、児童・生徒の移動負担が生じること。また、バスの発着場所の確保や、移動時間を考慮する必要もあります。コスト面では、空調費や管理委託料、可動床メンテナンス費などランニングコストは増加し、移動のバス費用が別途必要となります。どちらの施設整備においてもメリット・デメリットがありますので、これらをふまえ、今後の整備の方向性を検討していくこととなります。

続いて、8ページをお願いいたします。令和6年度における、府中第三小学校における校外での水泳授業実施についての資料です。民間プールを利用する場合のイメージで掲載しています。なお、移動手段はバスを想定しております。60分の水泳授業の時間を挟み、2コマで移動と着替えを行います。1時間目と2時間目で最初のグループ、3時間目と4時間目で2つ目のグループが水泳授業を行う計画です。今後の学校との協議により具体化を進める予定でございますが、今後、校外で水泳授業を行う場合のモデルケースになり得ると考えております。なお、令和7年度以降、三小につきましては、自校での水泳授業に戻ります。

最後に、9ページをお願いいたします。他自治体の状況を参考に掲載しております。自治体ごとに対応が大きく異なり、水泳授業の実施場所について、各自治体が模索している状況が分かります。はじめに民間プール利用を進めている自治体としては、多摩市と清瀬市がございまして、多摩市は、令和5年度から市内の小学校全17校の水泳授業を校外の民間プールで実施しています。また清瀬市は、令和5年度時点で民間プールでの水泳授業を5校で実施しており、令和7年度までに全小中学校14校で実施予定となっております。

次に、公共プールの共同利用を実施または検討している自治体に、小平市と海老名市があります。小平市は公園内に屋内プールを整備し、市立小中学校5校の共同利用を予定しております。海老名市については、全校の学校プールを廃止しており、屋内温水プールで水泳の授業を実施しております。

最後に、自校プールの共同利用を実施または検討する自治体としては、町田市と世田谷区がございます。町田市は、2040年度までに小中学校の数を62校から41校に統合する予定でございますが、プールについては、設置校数を27校に集約する予定です。プールの種類は屋内プールで、3～4校の共同利用を検討しております。なお、水温が低い場合の補助としての給湯設備を備えたプールで、5月下旬から10月上旬の使用期間を想定しております。世田谷区につきましては、屋内プール設置校1校に対し3～4校の共同利用を、今後の改築時に検討する予定です。町田市と類似した形式で、補助加温ボイラーを備えた簡易温水プールで、6月初旬～10月下旬の利用を想定しております。

【資料24】についての説明は以上となりますが、プールの整備方針の検討に当たりましては、条件が複雑なため、丁寧に整理していく必要があると認識しています。市としては、屋外プールを何施設残し、屋内プールを何施設整備、というように決め打ちせず、それぞれのメリット・デメリット等を踏まえ、今後の整備の方向性についてご意見をいただきたいと考えております。一つの方法ではなく組み合わせることや運営方式という観点もあるかも知れません。様々な観点からご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。今ご説明いただいたとおりですけれども、確かにご説明いただいたように、条件がちょっと複雑なので、すっかり全部を講ずるとかというふうにはならないと思うんですが、その辺も含めて、皆さんの意見をいただいて反映していきたいと思っております。今ご説明いただいた部分について、何かご質問やご意見があったらいただけますでしょうか。

○委員 プールに関して、ですね。市営プールもみんな取り壊しているんですが、実際にはコロナの時代に使えなかったという問題が。コロナの前に関しても、気温が高くて、ですね。暑さ指数って後から出てきましたが、天気が良くてもプールに入っちゃダメよというのがあって、しばらく入れなかったと。それで市の方からは、コスト面でダメだから取り壊すよという話の説明が当時あったんです。ですからこれ学校のプールに関しても、屋外に対しては、大体計

画的どおりにできているような話ではあるんですが、現実的には、暑さ指数の問題もあって、今温暖化があって、35度がずっと続いているような状態で、プールに入れないというのがあるので、もう元々屋上にあること自体ダメじゃないかなという気がするんですよ。あとは、スポーツの街、府中じゃないですけど、全部を外へ頼るといことは確かに難しいんだけど、学校の施設を共有できるような、設備費にどれだけかかるかというのがあるというのがあるけれども、屋上のやつはだいぶかかったなというふうに八小は見たんですが、地下に置いてもらって、地域に開放しながらできる、子供用と大人用を設置するのもありじゃないかなというふうにも思うんです。今現状、例えば、十中のプールを昨年借りるにしても、電話予約になったり時間制限があるので、なかなか難しかったというのがあるので、その予約状況なんかを見ても、すごく利便性が悪かったという気があるんです。そこら辺も考慮に入れていただくとありがたいと思います。以上です。

○会長 はい。基本的な条件の確認も出てくると思います。その辺りも含めてご回答いただきたいというのですが、基本的に、府中市においては、地域のプールと学校のプールの関係として、地域のプールは基本的になくして行って、学校のプールを地域に開放していくということが、もうすでに決まっている方針です。それで、その中で、さらに学校のプールについても、例えば改築を、つい直近改築をしているものは、それはチャラにいうことはできないので、すでに改築が終わっているもの、或いは、重層体育館等で、十分耐用年数が残っているものは、基本的には、今のまま使うということが、半ば前提となっていて、それ以外の部分をどう工夫していくのかというのを、多分、この計画に盛り込んでいくということで、議論していくということになるかと思いますが、その前提も含めて、確認も含めて、ご回答いただけますでしょうか。

○事務局 今お話しがあったように、プールについては、様々な条件をお伝えしたいということが、改築が実際に進んでいることもございますので、そういったところ、総合的に、今回、検討していく必要があるかと思っています。先ほどの場合、温水プールという部分はありますけれども、温水プールをどういうふうにするかということも、今、委員からもありましたけれども、上に載っけていくとか、単独で作っていくとか、色々なパターンがございます。また、一方で、暑さ指数等がありますので、8月とか、そういった真夏は入れないということがありますので、それを分散するには、どうするのかというところで、今、他市の事例がありましたけれども、町田市では、そこに補助ボイラーなどを置いて、その使える期間をもう少し幅広くしましようというところで、

そういった案も実際に動いてきているところです。やはり、公共で作るとなると、そこそこ、温水プールを作るとそれなりにかかってきますので、そことランニングコスト、イニシャルコストとランニングコスト、どのようにしていくかという、我々の方でも検討していきますけれども、どういうふうに設置をしていくのか、拠点校で設置をしていくに当たっても、例えばバスで運用するに当たっても、バスターミナルや駐車場がまた別途必要であるとかですね。また、拠点校に持って行ったとしても、そこに各学校の生徒さんが出てきますので、拠点校の先生方にそれ以上のご負担をかけるというのも、これはナンセンスだと思いますので、そうなると、例えば民間の力を借りていくであるとか、様々な手法を検討していく必要があるかな、というのが事務局の方で考えているところです。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。どうぞ。

○事務局 すみません。1点補足なんですけれども。会長からご質問いただいた中で、資料で2ページと3ページに記載させていただいている、学校におきましては、三小と六小と八小が新しくここで改築をしながら、自校でプールを建設しているという状況があります。あと、一中から八中につきましては、重層体育館もしくは武道場のところにプールがありますので、こういった新しい建物については、一中は既に改築を行っておらず、プールはそのまま使用しておりますので、こういった状況の中で検討していただければと思っております。また、公共プールのところにつきましては、3ページに記載のとおり、現段階では、公マネの考え方としては、地域プールを廃止していった、学校プールを活用するというような考え方がありましたので、こういった状況の中で検討いただければと思います。

○会長 そうすると、多分既に出ている方針、それから整備済みのもの、まだ使えるものに関しては、それを優先していくということになりますので、これから改築が進んでいく場合、おそらく先ほどご紹介があったように、温水プール、それは簡易型になるのかもしれませんが、そうであったとしても、多分すべての学校に整備するというにはならないでしょうから、そうすると、どこにそういうものを整備していった、それを周辺の学校も含めて、どういうふうにシェアして使っていくような仕組みをうまく考えていくのか、ということが多分半ばイメージされているのだと思いますが、そのことも含めて、ご意見があればいただけますでしょうか。

○委員 私が実際に、自治体の職員だった時に、体験談から申しあげますと、実際学校のプールを解体して、民間のスイミングスクールに子供たち、民間の対応として、指導自体も先生、教職員の先生方、いわゆる働き方改革とか色々言葉があるんでしょうけど。何でも先生方が教えるということではなくて、かなり水泳というのは皆さんご存知のように、技能としてもものすごく高度な指導を伴う。それこそ段階的に教えてあげなければ、絶対に身につくものでは泳力はないと思うんですけど。それを少数の先生方で、短時間で急いでやりなさいということ自体は、これはなかなか非現実的だということを見ていたので、そこは教育委員会と話し合っ、民間の指導を仰ぎながら、要するに教育の、格好良くいうと「質を変えていく」という発想から、民間のスイミングスクールにアウトソースした事例があります。それも少し余談で申しあげると、それは何故起きたかという、学校の体育館を建替えなければいけない時に、敷地が狭くて子供たちが非常に多い時に、建替える場所もなく、ですね。先生方の駐車場所にも何も置けない、安全通路さえ確保できない、資材置き場さえ確保できない、と工事ができない時に、致し方なく、学校プールというのは非常に面積をとっている、そこを仮設資材の置き場とか、仮設校舎、或いは体育館の建替え場所として、そこを利用せざるを得なかったというのが現実的にあります。先ほど私は最初に、改築とか改修をきっかけに物事が動くかもしれないと申しあげたのは、まさにそういう機会を捉えて、学校のプールをどうしましょうということを考えていき、一個一個解決策を作っていくしか道はないのかなと思っています。ちなみに、3. 1 1の時の事例を申しあげると、なぜプールをやったかという、その当時は、エアコンなんかは普通教室に入っていなかったですけど、学校全体のエネルギー量の、循環ポンプって、水をきれいにするポンプだけを動かすだけで、学校全体の15%の電気代を使っていたというのは、当時実証できていたので、これだけの電気代を使っていると、3. 1 1の時はピークカットしなきゃいけなかった、学校でプールをやることもともと不可能だったというような経験もあったことがありました。なので、ここに事務局も書いているように、イニシャルコストも非常に高いですし、ランニングコストも非常に高く、稼働時間も非常に短いものを、このお金があるんだったら、逆に校舎の一つでも改修してあげた方がいいんじゃないかとかを考えた一つの事例です。一つだけ、私は教育の立場に立ったことがないので分からないですけど、今ってなぜ、プールで泳ぐということだけが私は個人的には分からなくて、ですね。今の子供たちは、ダンスをやったり、基本的なストレッチとかをやっている子どもたちもおり、またそういうところに通っている子供たちもおりますけど、今後もし教育がどんどん質が変わっていった時に、何でもかんでも水着になって水泳しましょうというのではなく、もうちょ

っとダンスとかストレッチとか、ヨガとか、そういう選択肢があるような授業に、ひょっとしたら変わっていく時代になれば、こういった施設づくりも変わってくるので、そのタイミングもよく見ていった方がいいんじゃないかというふうに思います。これは選択の多様性というか、そういう時代に入ったんじゃないかというふうに、個人的には思っています。これ単なる感想というか意見です。妄想です。

○会長 はい。ありがとうございます。確か前回、仮設校舎の議論をした時にも、この話題が出たと思うんですが、府中市の場合はやはり、必ずしもすべての学校において、敷地条件に余裕があるわけではないので、このプールのファクターがすごく大きいわけですね。なので、前回、建替えが済んだ八小なんか、わざわざ体育館の上にプールを載せるという計画にしている、それはそのやりくりもあるわけですけど、これがなかなかコスト的にもかなり大きくなっていて、そのあげくにプールは外ですので、気候によってはなかなか稼働できないということになってくると、やっぱりもうちょっとその辺は、この後、工夫しどころの部分なのかなというふうに感じているところです。今、委員から意見がありましたように、一つは、それをどうやっていくのか。もう一つは、内容として、これは多分色々カリキュラム等の制約があるので、自由に、とはいかないんですが、少し長い目で見た時にどういう選択肢があるのかということですね。あと、ちょっと一点確認も含めてですが、三小の建替えの過程で、外部のプールを利用してやる計画が8ページに予定されていますけれども、これは市内のスポーツ施設等を利用して、ということになるろうかと思うので、これでやった時にどういうことが起こるのかというのはある程度検証できるということですね。ただ、多分この結果を踏まえて計画に書き込むことはできないので、少しその辺を動いていく試行というか、試みとどう連動させるかとか、そういうこともうまく書いておくということになるろうかと思います。何かございますか。特になければ、もう少し議論をして、後でまとめてもらいます。

○委員 はい。小学校が特に移動が多くなるので、移動というかいろんなものがあるので。まずは4ページにメリット・デメリットがあります。実際このとおりだな、というのはあります。1つは先ほどから出ているように、プールの管理の「人」の部分があまり出てないので、プールの管理や、拠点校がプールの管理をするときに、そこの教員がやるという、今現状、全て教員がやっていますので、そういうことは、これは検討が必要。施設とは別なので、書いてないんだと思うんですけど、非常に重要な視点ではないかなというふうに思っ

います。5ページの前提条件の中で、今の小学校の状況をお伝えしますと、今すでにこの状況でプールをしています。ですから、水泳授業は基本的に2コマで1回の授業なので、先ほどから10コマ程度の授業ってありますけど、決して10回プールに入っているわけではなくて、今も現状5回しかプールに入っていない。その現状の中でやっています。現実的にはその程度しか今は入れない、というのがありますので、先ほど少し民間の活用、指導とか民間の活用、ということも検討するということも、少し考えているというお話でしたので、これは非常にありがたいことだなと思っています。私も、すべての学校に、今のこのデメリットから考えれば、プールが必要かという、今も考えていく時期になっているというふうには、私も認識しています。そういう意味では、先ほどあったように三小が、今ちょうどたまたまそういう時になっているので、非常に検証してもらえる機会ではあるかなと思っています。この8ページにこのプランがあるんですけども、実際に6年生くらいだと、これが可能かもしれないですけども、1年生を動かすのは、もう学校でプールに入るのでさえ、2時間扱いにしても、プールにほとんど入っていないんじゃないかというぐらい、大変な状況もあつたりします。後、郊外にさらに出るとすると、その学校がこの状況もありますので、バスで行かなきゃいけないとしても、バスがどこに止められるのかとかというようなこともあるので、先ほども少しありましたけれども、この想定で三小はどちらまで行くのかちょっと分かりませんが、この状況でどんな状況になったか、ほんのわずかでもいいから、きちんと検証していただけると。今すでに2コマでやっているプールなので、それで移動が入ってくるから、このとおりに本当に行くかどうか、プールに入った後がまた大変なんですよね。もう教室の中は、次授業できる状況ではないぐらいの感じがあるので、機械的にできるかどうかというのはあります。ですから民間が指導に入るとするのは現実的に必要。教員は例えば他校に、どこかの施設に行くときに、教員は本当に児童のそういう着替えだとか、いろんな管理をすることだけに集中できる、移動に集中できる。プールの指導はもう民間の方がやってくれるというところまで、本来的にはしっかりできていると、このこともより具体的に可能性が出てくるというふうに、現状からすると思いますので、三小の様子を。三小はかなり検討していると思いますので、三小の実際の状況はまた知りたいなというふうに思います。

○会長 はい。ありがとうございます。三小の外部施設利用の準備状況などについて、何か補足されることはありますか。

○事務局 三小の郊外の授業に関しましては、6月から始められるように準備を進めているところでございますので、協議会の開催期間中にも実施ができるものと思っていますので、その結果についてはご報告できることがあれば、共有させていただきたいと思っております。以上でございます。

○会長 あとちょっと関連して確認ですけど。今想定しているのという、あれですよ。全部の学校に整備したいというのは、いくつか重点的な拠点校とか、そういう集約利用をする学校を設けるということで、中立的な場所に集約利用するプールを設けることではないわけですね。そうすると、そういう集約利用するプールを設ける学校は、自校でそこを利用することもあるし、他校の子供たち・先生たちがやってきて利用するというのを受け入れるという新しい役割を担うことになるので、今、委員が仰られたように、そのサポートをしっかりやっていくために、どういうふうな管理運営方式を入れるのかということもあるし、実際建築計画するときには、そういう受け入れをしたときに、支障がないような動線計画を盛り込まなければいけないというのが、多分、改築の方で引き受けないといけないということになると思うので、規模的に、あるいは周辺の交通アクセスなどの関係で、そういうことができるだろうという拠点校みたいなものを選定して、計画を進めている段階に、今言っていたことは今まで想定されていなかったことですから、どう組み込んでいくのかというのが、計画面でも留意が必要だし、特に運営面ですね。だから、その設置運営をどういうふうに一体的にやるのか、逆に言うと、そこが少し、自校利用それから他校利用の必要な動線の施設という形で置かれるのであれば、そこをもう少し分接させて、設置運営の方法を考えるとか、もうちょっと検討していただく必要があると思っておりますけれども。いかがでしょうか。あと、さらに言うと、府中市の場合は、外部の民間のプール施設を利用するということは、多分、全市的な学校施設のキャパシティに足りないんですよ。だから、なかなかその一部の自治体は、そういうふうな方針を取られているという、紹介がされていますけれども、多分、それはなかなか選択肢となりにくいという中で、どう工夫していくのかというふうに理解していますけれども。その辺りについても、何か補足されることはございますか。

○事務局 どんな形でこの集約化を進めていくのかとした場合に、実現できるのかというところの具体的な部分については、今、ご意見いただきながら、ここを実現する必要があるれば、形にしていくのかなと思っています。会長に仰っていただいたように、どこかの学校に機能を受け持つというふうになりますと、やはり、この学校だけの管理体制を敷かないといけないというところ

ではないのかなというふうにも思いますし。あと、屋内温水プールを学校で実施している他の市町村を見ると、管理主体が別にあって、また使っていない時間帯については、そこを一般開放するというふうにやり方を行っていたり、それを行うことによって、当然動線も分かれていきますし、今回、学校がどこかの学校に行くという形になると、そこまでの動線計画とか、バスがどこに寄り着くのかというところの様々な課題が出てくると思いますので、そういったところも具体的にご意見の方をもしいただけたら、その視点を踏まえた計画づくりをしていきたいというふうに思っています。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。今お答えいただいたように、もしかしら、計画の中に盛り込むというよりは、その地域開放を含めて多目的で共用利用する共用温水プールを敷地内に合築するみたいな形に近いのかもしれないですね。だから、その辺も含めて、設置運営の方法を検討していただくことになるのかなというふうに思いました。

○委員 学校現場の悩みも含めてお話をさせていただければと思いますが。この課題の4ページについては、先ほど言われたとおりで、この管理が、うちも屋上にプールがありますが、管理が結構やはり大変で、これはやはり、例えば夏期休業中とか、生徒が使っていない時期、これ管理は体育の教員がうちではやっていますが、休業日返上みたいな形で、閉庁日の日も結局出てきて管理するみたいな、そんな状況にもなっていますので、いろんな意味で、できれば民間の力をお借りしながらというようなことは、必要になってくるのかなという事は思います。今後という、この老朽化委員会のこれからの校舎改築ということを含めれば、やはり現場では熱中症が一番怖いというところで、うちなんかの現状でも、中学生、特に見学者が結構多くて、それでうちは日陰もありません、屋上には。逃げ場所がなくて、結局、図書室とか冷房の効くところに行かせるんですが、それにはやはり教員がついてないとという話になって、2人教員がつきますけども、結局1人は指導で、1人は行ったり来たりしながら指導してというような感じとかという、そんな状況にもなって、授業に集中できないような状況も出てくる。そう考えたときに、やはりこの熱さという対策は、やはり必要だろうなというふうに思います。これからどんな環境、状況になっていくか分からないにしても、やはりこの熱中症という一つのことだけ考えても、やはりもうあまり屋上に、という選択肢自体がどうなんだろうというのは、すごく現場の人間からすると怖いなという状況はあります。ただ、それが例えばドームになるとか、いろんなそういうちょっと工夫があればまた別だとは思いますが、そこらへんはちょっと考えていただきたいなと思います

し、できれば集約というような。私、前に勤務した学校では、先ほど事務局が言われたような、民間の方が運営をしていて、それで動線も他の学校の小学生とか、校舎改築の学校から来ましたが、結局動線が別なので、本校の生徒とかには全く会うことなく地下に潜って、それで泳いで帰るといような、全部民間の方がご指示していただいて、それで運営ができた、という。だから本校の職員の方は全くタッチすることなく、民間の方がそこらへんの管理をしてくれて、動線も全く別、出入口も全く別、というような作りをしていただいたということもありました。できればまた温水プールにすることで、少し5月から例えば10月くらいとか使えるようになると、今大体7月から9月くらいが集中して水泳授業やってるんですけども、ちょっと幅も出せて、カリキュラムを少し学校によっては少し移動させて、水泳の時期を学校でずらすということも可能になってくると思いますし、そういった意味で集約でも、私はできれば屋内というような選択肢で、少し柔軟にそこらへんが民間の力もお借りしながら、カリキュラムも少し柔軟に変更しながらやっていけるのではないかなというふうには思っています。現場の話も含めましたけども、できる限りそんな方向に持って行っていただくと、今後という視点からすると、少しいろんなことが解消できるのではないかな、というふうに思いました。

○会長 はい。ありがとうございました。今、ご発言いただいた点について何かございますか。今ご発言の中にあつた、今までどおり屋外で、夏期のいわゆる自然光の中で利用できる時間帯に限定するという事は、必然的に可能性に限りがあるので、それを拡張するために屋内化する、或いは利用可能時期を増やすような方策を、ということで、今日の資料の中にも、簡易温水プールでしたっけ。簡易温水プールというものが紹介されてますけど、これらについてはもう既に何か検討に着手されていたりするのでしょうか？

○事務局 はい。こちらにつきましては、世田谷区の事例を調べている中で、事例を研究しておりますので、次回以降の検討会と、この本協議会においても資料提供させていただければと思っております。

○会長 はい。では、この簡易温水プールについては次回以降で補足資料を出していただけるということですので、その時にまた少し皆様からも意見をいただければと思います。おそらく、どういう条件で利用できるのかとか、設置場所がどういう位置になるのかとか、あと、実際、初期費用やランニングコストもどうなってくるのかとか、その辺も多分この協議会の中で議論していくため

には必要な情報かと思しますので、その辺もご準備いただければと思います。
その他、いかがでしょうか。

○委員 もう一つだけ。

○会長 はい。じゃあ、順番にお願いします。

○委員 よろしく申し上げます。ちょっと変な考え方なのかもしれませんがけれども、府中市で給食を1カ所で作っているんですけど、プールだけの施設があってもいいのかなと思ひまして、どうせ建てるのであれば、全校の授業をやるための施設を1カ所作ってあって、そこを民間に任せるといふ。授業がない間はそこはスクールでも何でもやって、儲けてもらう。授業をやっている間は、府中市から授業料を払って、レッスン料を払って儲けてもらって、とやれば回りそうだなというような感覚があつてですね。だから、全校分のプールをそこでやる。そうすれば、各校でプールを管理する費用が、1カ所分の費用で全部賄えるんじゃないかなと感じまして。今、子供は中学3年生で、今度は高校生なんですけど、高校見学回つた時に、1年中プールやるんだという学校があつて、男の子は比較的髪は毛短いで、女子は夏、男は冬みたいな感じでプールやってる学校もあつたんで、年間通して学校単位では男女分かれてやる、とかでもいろんな回し方があるのかなというふう感じたので、そういう知識を、その知恵を拝借してやってもいいのかなというふうに思つたりしました。素人な意見ですけど、以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。先ほど、私の発言で、中立的な場所に設けるのではなく、という言い方がありましたけど。もしかしたらそういうような可能性を視野に入れて検討してみるということはあるかもしれないです。もしかしたら、府中市の場合、規模的に大きさからして1カ所というわけでもないかもしれませんが、もしそうなってくると、学校のものというよりも中立的な施設ですから、その部分の労働は、場合によっては民間の施設と分け合いながら、キャパシティがコントロールできればいいので、そういう考え方もできるかもしれないですが、その辺は少し事務局とも整理をしながら、次回以降、資料提供するときのやり方を工夫していくということでよろしいでしょうか。はい。委員、どうぞ。

○委員 明星学園は温水プールが屋内にあつて、水泳も強いなと思うんですけど。ここにある民間のプールというところで、セントラルスポーツとコナミス

ポーツ、2つしかないんですが。それは武蔵台の方で行くと、国分寺か国立のプールに行くんですが。あと、小金井の方にも新町の方なら行ったりするんだけど。市内ですけど、市外は検討の余地はないんですかね。

○会長 いかがでしょう。

○事務局 他の市の事例を見ていますと、やはり市境というのは当然あるもので、市をまたいで行く市もあります。大体こう選定しているのが、例えば学校から移動に15分程度の距離にある施設とか、そういった条件の中で選択しているような状況が多いと思います。

○会長 はい。では、委員。

○委員 府中市の生涯学習センターということなんですが、貸切利用が不可ってことなんですが、何か理由があるんですか。せつかく府中市のものなので活用できたらいいなと思うんですが、教えてください。

○会長 事務局、いかがでしょう。

○事務局 すみません。学習センターの方は、実はもう既に民間の運営主体が入ってまして、そのプールを使いながら、そこでいろんな水泳の授業とかを行いながら、収入を得ながら実施をしていたり、一般の方が来る利用料金を基に運営しているという運営形態を取っているところから、学校が貸し切りで使用する場合には、そういった経費を補填することが前提になった上で、一般の利用を制限してしまうことになるので、調整もしながらというふうになるのかなと思っておりまして、今回、1年未満の短い中で対応していかなきゃいけないという状況の中では、そこまでの共有が難しいかなと判断しまして、民間プールを選択した予算案というのを来年度に向けて計上にさせていただいているという状況です。以上です。

○岡本委員 将来的には、もしかしたら、ということかもしれないですか。

○事務局 そうですね。指定管理者というんですけど、指定管理者更新のタイミングで、府中市として、そういった施設の運用がしたいというような協議をしていく中では、そういった利用の可能性が出るのかなというふうに思っていますが、ただ、一般利用をできる施設として位置づけられるところもあります

ので、そういったバランスなども見ながらというようになるのかなと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。恐らく直近は、この計画の中で長いスパンで建替えて設置・運営・管理をしていくこととなりますので、加えてその既存施設の継続利用と混在することもありますので、その辺整理していただきながら、限られた資源を効果的に活用できるようにどうしていくのかというのをきちんと書き込んでいくというのを工夫していただければと思います。よろしいでしょうか。すみません。お声掛けをしなかったですが、委員、大丈夫ですか。この議題で何かご発言されることはありますか。

○委員（オンライン） はい。大丈夫です。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。では、こちらの議題はここまでということでよろしいでしょうか。

○委員 会長、これ整理すると、屋外はもう検討するに値しないくらいの感じのような気がするんですけど。

○田中会長 新しく屋外のプールを設置するという事は、可能性としては少ないということだと思います。先ほど言いましたように、既にあるものは使い続けるしかないの、それはその制約で工夫をしていくと。新しく多分、これから改築していくものに関しては、先ほど言ったいくつかの留意事項を組み合わせ、どういうふうに解いていくのがいいのかというのをちょっと考えて、今日最終の場ではないので、先ほどの簡易温水プールの資料提供のタイミングを含めて、もう少しその時に整理が進むのであれば、その時に考え方をお示しして、また意見を伺えればというふうに考えております。はい。委員。

○委員 すみません。一定確認させていただきたいんですけど。今までの議論は全然私も賛成しているんですけども、あえて確認させていただきたいのは、これって今、子供の授業現場としてのプールのお話をしているんですけど、例えば貯水的な、防災的な貯水タンクのような機能みたいなものは、まず考えなくていいのかというのは、確認したいんですけど、その辺はどうなんですか。例えば、木造密集の市街地みたいなところの小学校であれば、そういうものが必要だというのは、都心部とかでよくある話なんですけど、府中はそういうのは大丈夫なんだよね、他にちゃんと貯水層が地下に埋まっているから大丈夫なんだ

よね、ということであればそれで問題ないし、水のウケになりますので、その辺の考え方は府中市ではどういうふうになっているのかを確認したい、というふうに。

○事務局 はい、会長。今の質問にお答えします。まず各学校に、今、平場のプールであるとか、重層体育館もそうなんですけど、こちらについては消防水利としての機能は、現在はございません。火災の時には、ネットではないんですけども、その水を使って水利として使うこともございます。一方で、新しく作っている学校については、確かにそういう機能を持たせつつ、学校の校舎の下に地下ピットを作って、そこに貯水槽を別途作っておりますので、それを保管する機能としては、例えば、雨水を中水として貯めておくとか、そういうことも新しく改築している学校には全部備えておりますので、そういった機能は十分にあるのかと思います。

○委員 わかりました。おそらくそういう別の、今、前は水が目立ったんですけど、だいぶそういうものが機能として、充実してきているというか、進化してきておりますので、どちらにしても、この議論を書き込むときには、その辺りも一応視野に入れておく必要があるかなと。今回一切抜けていたので、ちょっとその辺は思いましたので、よろしくお願いします。

○会長 次回議論するときに、状況が複雑なので、重層体育館などを含めて、既設のもの、それから、改定前の計画で改築が進んでいるもの、それからこれから多分手がけていくもので、どう整理していくのかという、ちょっと見取図みたいなものを作って、少し整理をして、次回までに確認をしていただくということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それではちょっと、次の議題がまだありますので、次の議題に進めさせていただきたいと思えます。それでは議題2はここまでということで、次に、議題3の「諸室の整備方針見直しに当たっての考え方」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題（3）「諸室の整備方針見直しに当たっての考え方について」について、ご説明いたします。

【資料25】諸室の整備方針見直しに当たっての考え方（案）をご覧ください。この資料では、小学校普通教室及び共用部の面積、メディアセンター、不登校対策として整備したサポートルームの今後の整備方針見直しの考え方をご説明いたします。

表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。はじめに、普通教室整備方針の見直しに関わる動き2点をお伝えいたします。1点目は、35人学級の導入です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正法が令和3年4月1日に施行され、小学校の学級編成の標準が40人から35人に引き下げられました。府中市では令和5年度時点で、4年生以下で35人学級を実施しており、令和6年度に5年生、令和7年度に6年生の実施を予定しております。2点目は、文部科学省有識者会議報告「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」が、令和4年3月に公表されたことです。1人1台端末環境のもとでの学校施設の在り方を提言するもので、教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例として、「多様な学習・活動を展開できる教室面積を確保し整備することが有効である。」と提言されています。

3ページをご覧ください。「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の中で、35人学級で64㎡あれば、適切な規模であることが示されています。下の左の図となりますが、8m×8mの教室で、35人学級であれば、最低1mの身体的距離を確保する座席配置が成立しております。この図においては、教室机は従来の規格より奥行・幅とも5cm広い新JIS規格を採用し、ロッカーは教室内に設置することを想定しています。

4ページをお願いいたします。小学校の普通教室面積等の見直しを提案する資料となります。令和3年度から段階的に35人学級に移行することに伴い、面積について改めて検討するものです。はじめに①の、現計画における小学校普通教室の面積の標準は72㎡(8m×9m)です。40人学級の1人当たりの面積は1.8㎡でしたが、仮に35人学級でこのままの面積を据え置くと、1人当たりの面積は約2.05㎡になります。次に、②の、国の有識者会議が示した普通教室の面積は64㎡(8m×8m)で、35人学級の1人当たりの面積は約1.83㎡です。これと比べると、現計画の面積は広すぎると捉えています。最後に、③が今回の提案で、普通教室の面積を68㎡(8m×8.5m)とした場合、35人学級の1人当たりの面積は、1.94㎡です。現計画の40人学級の場合よりも、1人当たり0.14㎡広い面積となります。これは、A3用紙以上のスペースが1人当たり面積に加わることとなります。今後はこれを府中市の小学校の普通教室の標準としたいと考えております。左下に掲載しているレイアウト図が、68㎡のイメージとなります。現計画で定めた机のサイズ、通路幅や車いすの回転スペースを確保しています。なお、現計画

では中央の教壇に立った時、最前列の机が120度の視野角に収まることをレイアウトの条件の一つとしておりましたが、タブレットを利用した授業展開が始まり、教員が一か所に留まらない、多面的な指導位置と変化していることから、電子黒板までの視距離を考慮した2mを教室前方に設けることとしています。なお、ICT掲示装置については、従来の電子黒板または、黒板に投影できる吊り下げ式プロジェクターの導入を検討して参ります。

続きまして5ページをお願いいたします。ロッカースペースの設置場所を提案する資料となります。先の文部科学省有識者会議報告では、「ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用」が提言されています。実際に現地をご覧いただいたとおり、八小・一中では教室の外にロッカーを設置しています。一方、改築中の三小・六小では、教室内にロッカーを設置する予定であり、今後の改築校においても、教室内にロッカーを設置したいと考えております。理由につきましては、廊下の見通しを確保するほか、普通教室と共用部の連動性を重視するためです。

続きまして、6ページをお願いいたします。普通教室と共用部の連動性について説明いたします。三小・六小では、教室の廊下側を大きく開放し、空間を広く使用できる一方で、閉じることでもでき、遮音性やプライバシーに配慮できる設えとしています。開放したときは、廊下は普通教室と連動して「学習スペース」として利用されます。逆に、閉じたときは、廊下は「交流スペース」として利用されます。これは、先の有識者会議で提言している「学習活動に柔軟に対応できる多目的な空間」を実現するものです。この目的に加え、廊下の見通しについても確保するため、ロッカーを教室内に設置することを考えております。併せて、共用部には、本協議会でもご意見をいただいた児童・生徒の交流を促す「溜まり場」の配置を検討してまいります。

7ページをお願いいたします。廊下等の面積比率についての資料となります。前回の協議会で、共用部の面積比率の設定についてご意見をいただきました。第4回学校施設老朽化対策推進協議会の資料17において、改築校の面積を掲載しており、本資料では、全体に占める廊下等共用部の面積を掲載しております。階段、昇降口、トイレ、機械室、エレベータを含み、多目的スペースの面積を除いたものとなります。八小では、延床面積10,678㎡のうち、廊下等が3,561㎡となりますので、共用部の面積比率は33.34%となります。同様に、一中は32.28%、三小は28.73%、六小は28.29%となります。これまで、廊下等共用部の面積について上限を定めておりません

でしたが、必要以上の整備を避けるため、一定の上限を設定したいと考えております。つきましては、三小・六小の実績をふまえ、28%を面積比率の上限としたいと考えております。参考情報ではございますが、清瀬市の新小学校は、「新校開設に向けた基本構想及び基本計画に関する報告書」の中で、多目的スペースを除く廊下等の面積を25%と設定しています。なお、新校の計画面積を7,700㎡と予定していますが、所要室・面積構成案の合計面積は7,907㎡と、これを超えています。このことについて、報告書では「効率的な平面計画を行うなど設計の創意工夫で計画面積及び整備コストと釣り合うように検討することが求められる。」としております。

8ページをお願いいたします。メディアセンター整備方針の見直しについてです。現計画策定当時、1人1台のタブレット端末はまだ導入されておらず、従来どおりのコンピュータ室を整備する予定でございました。図書室とコンピュータ室を隣接させ、調べものスペースを併設することで、「メディアセンター」として一体的に整備する計画だったところ、1人1台のタブレット端末が導入された結果、改築校ではコンピュータ室の代わりに調べ学習室の名称で部屋を整備しているところでございます。タブレット端末を用いた調べ学習は、図書室内や普通教室に持ち帰っての実施が行われており、コンピュータ室・調べ学習室の必要性は低いと判断していることから、今後の整備は行わないことと考えております。一方で、調べもののスペースは図書室内に残すことから、メディアセンターの名称は維持したいと考えております。また、八小で整備し、三小・六小にも整備する予定の読み聞かせスペースについても、今後も整備したいと考えております。

9ページをお願いいたします。このページ以降は、サポートルーム整備方針の追加についての資料でございまして、令和5年度から、不登校対応の手段として、「サポートルーム」を全校に設置しています。サポートルームは、教室に入りづらさを感じている児童・生徒が過ごす場所として、また不登校状態が続いている児童・生徒が徐々に学校へ登校するきっかけづくりの場として利用されている部屋になります。

10ページをお願いいたします。現状は空き教室や教育相談室を活用して、サポートルームを整備しています。左下に掲載した写真は、各校のサポートルーム設置の様子となります。室内には机・椅子、パーティション、デスクスクリーン等を設置しており、個別の状況と要望に応じて、ワークシートを準備したり、授業の配信を視聴したり、eライブラリを活用した学習をしています。サ

ポートルームで過ごす出席扱いになり、中学では部活には出たいがクラスには出たくない、という生徒に対してサポートルームがクッションになっている事例もございます。部屋の配置は、極力、利用する児童・生徒が出入りしやすいように、普通教室の前を通らずに済む動線を意識しております。ただし、空き教室の配置によるため、必ずしもそうではない状況です。利用人数については児童・生徒の状況により流動的ですが、令和5年度の実績における1日の最大利用人数は、最大10人程度です。改めてサポートルームに必要な面積を考えたとき、教室の半分程度の面積があれば、右の図のように10人程度が利用する備品を配置することが可能です。したがって、サポートルームのコマ数は、0.5コマと考えます。

11ページをお願いいたします。サポートルームを含む諸室の共有化についての資料になります。今年度に入ってサポートルームという今までになかった部屋が整備されたように、教育上のニーズは変化を続けており、施設には変化に対応する余地を残すことも必要と考えております。サポートルームの運営は今後も継続しますが、専用の部屋を整備するのではなく、今後の教育的ニーズに対応するため、教育相談室の充実とともに、サポートルームとしても利用できる、子供の学習活動・生活活動などに汎用的に活用できる空間をつくりたいと考えております。資料には、整備のイメージを掲載しております。教室3コマを可動式のパーティションで0.5コマずつ区切り、状況に応じて0.5コマから最大3コマで利用できる設えでございます。組み合わせる部屋は、サポートルーム及び、サポートルームと関連の深い教育相談室のほか、時間帯や曜日で使用状況が異なる部屋を想定しております。この記載の例では、和室、会議室、PTA室、多目的ルームの計5.5コマの諸室を3コマに集約する場合を掲載しております。ページ下には、組み合わせを変えたバリエーションを掲載しています。教育相談室とサポートルームを繋げて使ったり、和室を1コマ分にしたり、或いは多目的ルームを広く2.5コマ分使ったりする組み合わせを掲載しています。

なお、和室を組み込む場合は、本式の畳では変化に対応できませんので、畳マットを敷いて和室風に使う想定をしています。PTA室については、別途共用部にロッカーを用意しておき、活動時に書類等を持ち出すという想定もしております。

【資料25】の説明は以上となります。小学校普通教室及び共用部の面積とメディアセンターの見直し、サポートルームを含む諸室の共有化を念頭に置いた整備について、考え方を説明いたしました。市といたしましては最新の動向や

将来対応を見据えながら、必要以上の整備は行わないという水準を見定めようとしております。このことについて、ご意見をいただきますようよろしく願いいたします。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。ただいま、【資料25】についてご説明いただきました。今お話しありましたように、普通教室のスペック、共用部の件、メディアセンターの件、サポートルームの整備方針ということでご説明がありましたが、これらについて皆様からご質問やご意見があればいただきたいと思っております。いかがでしょうか。それでは、委員。

○委員 やはり学校建築はですね、設計事務所さんをお願いしたときに、正直こういう言い方はあれなんですけど、設計事務所さん次第で結構変わってきたと思っておりますけど、やはりここで共用部を、やはりこうやって28%、ここでは定めてはありますが、この数字がいいのかどうかは別として、この一定の面積比率を定めるということ、守って下さいねということ、設計事務所とやっぱり約束した上で設計に入ることは、非常に合理的だと思っております。とてもいい取り組みだと思います。諸室の面積やスパンの考え方もよろしいのではないかと思います。ただ、全体的に申しあげたいのは、結局最終的なメンテナンスを、しやすい建物をしっかり作っていかないと、今、国が定めている長寿命化、長寿命化といっても、日本の学校建築はもう一品生産みたいなものになっていて、その建物の仕上げとかが、まあ、場合によっては変わってたりしますが、こういったスパンも決めるだけではなくて、建物の基本的な間取りですとか、仕上げとかを、やっぱり今後定めた上で標準化を図っていく方が、最終的なメンテナンスコストを下げる方法だなというふうに思っています。特に思うのは、これから体育館、屋内運動場は、ある程度標準形をちゃんと作って、市の方で、敷地によってその形どおりにならなかつたりすることは、当然あるんですけども、とはいっても標準的な形というのをしっかり作って、仕上げを作って、諸室の面積をしっかりと定めた上で、設計者に発注するという形をとらないと、仕上げも含めて、値段が結構膨大に変わってくるので、或いは、将来的に言うと、技術職が圧倒的に、やっぱり市の職員も減ってくるので、もう一品一品、みんな違う建物を管理しなさいというのは、人間の技としては非常に難しい。実際には。やっぱり市の今後の考えの観点を、ある程度学校建築は同じような仕上げ、同じような間取りで建物を建てると、後々のメンテナンスの仕方なんかも、ノウハウが非常に蓄積されるんでしょから、そこらへんも考えた設計を色々やっていくことが大事かなって思っています。最後に、今日の会議を聞いてて思うんですけど、さっきのプールもそうなんですけど、今後こ

ういった学校を開放していきましようとか、或いは地域で使ってもらいましよう、或いは違う機能を入れましようとか、色々出てくると思うんですけども、やっぱり聞けば聞くほど、今でいう指定管理ではないですけども、学校建築もやはりそれは市が建物を設置するとしても、管理は別主体がしっかり管理をして、ほとんどは学校が専有的に使う空間ですよ、というのは定めるのは構わないと思いますけど、その他の開放空間とかプールとかというのは、施設管理者さんがしっかりメンテナンスも考えてやっぱり維持管理していくというやり方に、もう日本はしていかないと、本当にもうここで流れを変えないと、気合と根性でやりましようという昭和の時代でもないので、そこらへんもしっかりさっきのプールの議論のときに、今後の三小でしたっけ、やるときに、そこらへんもしっかり議論して、本気でやっぱり見直しを図った方がよろしいのではないかというふうに、思う次第です。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。今のご意見については、何かご回答の方はありますか。よろしいですか。それでは、他の委員の皆様はいかがでしょう。皆さんが考えていただいている間に。今、委員からも意見ございましたけれども、基本的な面積等の方針を出されているのはいいと思いますし、共用部に上限がなかったというのは確かに盲点かと思いますが、ただ私などは計画と設計をする側でいうと、この共用部の比率ってすごく実際の学校の空間の質に直結してくる部分で、細かい話ですけど、多分1%単位で増える増減がちょっと余裕のあるなしに効いてくると思うんですね。もつというのと0.5%単位ぐらいでも効いてくるかもしれないですね、学校ぐらいと。ですから、今これ28%と言ってるんですけど、一応、多分それだと、すでに改築済みの4校よりもさらにちょっと絞り込んだ水準で、上限というのと、きちっと切っちゃうので、いろんな条件が変わってくるのであれば、できるだけ不要なスペースは設けないという方針はいいと思うんですけど、少しその辺の設計者さんの工夫の余地をあまり過度に絞らないようにした方がいいのかなというふうにも思います。あと、他方でコンピュータ室が今の利用で言うともういらぬということなので、そうするとこの部屋のスペースどこに行くんだろうということもちょうと興味ありますね。もし、このコンピュータ室の1室がメディアセンターをゆったり作る側にそっちに吸収させてしまうかもしれませんし、むしろそこからは外して、他の新しく整備するサポートルームや、さっき議論してた共有部みたいなところに少し振り当ててあげるのかとか、その辺りの検討ももしかしたら必要かもしれません。サポートルームはまさにこれからのニーズに必要な話で、ただおそらく今のイメージだと地域開放ゾーンに隣接するところでうまく置いて効果的に使いましようという方針でいいと思うんですが、これ

などももしかしたら議題1の時に委員が仰っていた、学区が多くなる学校の登下校ニーズへの対応をみたいなものを、もしかしたらこういう辺りのゾーンでうまく吸収していくことを視野に入れておくのといいのかなというふうに思いました。はい、まず私がちょっといくつかコメントしてしまいましたが、その間に考えられた委員がいらっしゃったかもしれないので。はい。委員、どうぞ。

○委員 標準設計については、私も設計事務所の時ですね、結構縛られて色々悩んで、その中で工夫するという条件があるというのはある意味いいことだと思うんですけども。とはいえ、やっぱり平米根拠みたいなものとか、その辺はちょっと慎重に。今日ちょっと結構ピンポイントで数字出てきたもので、割と驚いているんですけども。いつの間に28%になったんだろうってちょっと思ったりしているぐらい。結構センシティブな数字設計だと思うので、ここは他都市も含めて、ちょっと現時点的にはもう少しちゃんと俯瞰していただいた方がいいかなと思うのが一つ目です。それから今ちょっと二次元で見ているんですけど、三次元、つまり高さ、天井高みたいなものというのも結構効いてきます。m³の関係で言えばそれがコストにかかってきます。ただ小学生、今体格もだいぶ良くなっていますので、昔の小学校の標準平均設計よりももう少しタッパがあった方がいいとか、あと最初に私言いましたけど、少し隠れられるというかですね。ちょっとコンパクトな空間みたいなものも確かに必要なんですね。その辺は今後の、さっきの少しロッカーの話とか、共用部の連動性の話とか、今までの子供たちの意見で、こういう場所でこういうことで自分の居場所感というか落ち着き感みたいなのがあったと思うんですけど、その落ち着き感の創出はですね、小さい二次元の面積よりは、高さが絡んでくると思うので、三次元的に場合によってはちょっと天井が低くすることも可能かどうかみたいなことは、今マンションみたいなイメージの教室をイメージされていると思うんですけど、その分少し低くすると高くなる部屋が出てくるとか、その分ちょっとコストが若干やっぱりかかってくるんですね。でもその辺りは、面積はこうなただけど、高さを柔軟にしますよとか、やっぱりそういう空間の作り方は3Dなので、その辺りの書き込みがあってほしいなというのが2点目です。それが多分最後の3スパンにするというのは、稼働のこういうパーティションみたいなので入れていくイメージもあるのかもしれないですし、そういう空間の作り方と、あと前も言ったんですけど、他者が入ってくる場所では壁で切るのか、パイプシャッターで切るのか、建物として別にするのか、別棟にするのか、それとも連続性の中で切り替えていくのか、わりとやり方色々あって、その辺も書くのであれば、整備方針見直しに当たって、書くのであれば、

面積基準は踏まえた上でこういう柔軟さみたいなものが、今のような高さの話と、それから少し設え的な区切りの話とか、そこまでフルセットで検討材料したいというふうに思いましたので、若干今日はちょっといさみだなとか、少し面積だけだったので、もうちょっとその辺があれば、もう少し議論ができるかなと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。これももしかしたら次の議題でちょっとさらっと、今後の計画の見直しにどう閉じ込むのかというのと関係するかもしれないませんが、その辺りも工夫していただければと思います。田中委員の方が、手が挙がっているようですので、よろしければどうぞ。

○委員（オンライン） はい。聞こえますでしょうか。

○会長 はい。大丈夫です。

○委員（オンライン） はい、今、委員が指摘したことは共用部に対する室の話だったかなと思うんですが、私も今日の提案をお伺いして、居室の連続性であるとか、子供たちの交流スペースを残していただくという案は、非常に良かったなというふうに安心しながら聞いていたんですが、私の方は質というよりは、28%という数字がちょっと気になりまして、ご質問をさせていただくんですが、今、学校の延床面積に対する比率で制限を設けたいということだったんですが、今現時点で児童1人当たりに対する共用面積というのが、三小も六小も大体同等の数字になっているのか、他の八小ですとか、そういう比較をもしされていたら教えていただきたいというふうに思いました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。共用部面積の延床面積比率と1人当たり面積。

○事務局 はい。すいません。ちょっと今児童数をすぐ検索すれば出るので、ちょっと今、議論を先に進めて言っていただいて、後ほどお答えさせていただきますか。

○会長 はい。場合によっては、次回以降全体を見渡すなかで確認していくのでもいいかなと思います。すいません。私の進行が良くて、時間がちょっと押し気味なので、もし、他にご意見が。じゃあ、委員に意見いただいて、他がなければ次に。

○委員 私も今、数字が出てきたので、数字の根拠だとか、そういうものは分かりませんが、今、委員もお話があったとおり、委員からもありましたが、特にこの教室の広さが、やっぱり一番重要な場所でもあるので、八小は72㎡で考えておまして、八小を見学させてもらって、決してものすごく広すぎると思った感覚はないので、これを他と比べても、というのでこの数字で標準化していかどうかというのは、すぐには、私も当然、私も判断できないんですけど。標準化していくこととか空間的なことというのは、私もよく検討してもらえるとありがたいなと思います。これは、共用部の28%も同じ、私も同じように感じますので、三小・六小のこの28%台の中でも、廊下等の面積的なところでも、大きく違うような気もしているので、よく検討していただけるとありがたいかなと思っております。この三小・六小が、廊下が大きく開放する形は、もうだいぶ昔から取り入れている学校があります。これもメリット・デメリットがあって、授業中そこで隣のクラスが大きく授業とかするのは、なかなか当然できないですので、隣に声がいかないうような工夫だとかをしているところもありますし、そういう面では、三小・六小がどんな形で活用していくかというのは、とても大切なかなと思っております。一番申しあげたいのは、サポートルームの共有化です。私の感覚としては、サポートルームというのは、子供がいるいないに関わらず、きちっと固定化しておく必要があるというのを今は思っています。いなくなるのが一番いいんですけども、いつでもいける場所であり、また共有化するとすると、今は、定常化とか、掲示だとか、そういうものもできないということにもつながりますので、今後サポートルームがどのように活用されていくかということもよく見据えていく必要があると思っています。そういう面からすると、サポートルームが、私は共有化の一つの部屋にするというのは不適切ではないかと、今は、私は今、これを見た時に感じますので、ここは慎重に。サポートルームが始まったばかりでもありますし、慎重に判断していただいた方がいいかなというふうに思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。現場を見られている先生からの貴重な意見かと思しますので、その辺りは、これから最終的に計画案を作っていく段階に向けて、慎重に点検を進めて頂ければと思います。よろしいでしょうか。はい。それでは、すみません。次の議題に進めさせていただきたいと思えます。それでは最後に報告事項ですね。報告事項の「令和5年度における委員意見の反映の方向性」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告事項（1）「令和5年度における委員意見の反映の方

向性について」について、ご説明いたします。

「【資料26】委員意見の反映の方向性」をご覧ください。これまでに5回、本協議会を開催し、その中で委員の皆様からいただいたご意見等をまとめております。資料の見方でございますが、まず、左側に、開催日、項目（テーマ）、ご発言者、内容を記載しております。右側には、上段、現計画の章立てを記載しており、各ご発言がどの部分に該当するかを示しております。例えば、No. 1の「木質化」の内容につきましては、第6章の4の「各諸室の整備方針」への反映を考えております。その他、ご意見を受けた具体的な反映方法は、第8回目以降の計画改定素案の審議の際にお示ししていきたいと考えております。本日は意見集約の進捗状況のご報告をさせていただくとともに、特に、ご自身のご発言を確認いただき、補足・訂正などございましたら、ご意見を賜りたいと考えております。【資料26】についての説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。前回までにいただいたご意見ということですね。これに加えて、今日議論いただいた内容が加わりますので、それらも含めて計画改正に向けて、第1章から第7章、あと仕様編ですか。この辺に反映させていくということですので。これはどうでしょうか。もし、現時点でお気づきの点があれば承りますけれども。そうでなければ、皆さん一度資料に目を通していただいて、議事録確認の段階になりますので、事務局の方に意見をお返しいただくということでもよろしいですかね。はい。それでは、そのようにさせていただければと思います。これではあれですよ、たぶん今回のやつもまた次回に意見が、表が追加されてくるということでもよろしいですね。はい。ではそのように、また収集資料を準備させていただきますので、毎回皆さんからいただいている貴重な意見をどう反映していくのかというのを検討の方に盛り込んでいく形にしたいと思います。はい。では、こちらの報告についてはよろしいでしょうか。それでは、議題及び報告事項は以上となります。次に、次第5の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、「その他」といたしまして、今後の開催日程についてお伝えいたします。次回、第7回は、4月24日(水)午後1時30分から、今回と同じ教育センター2階会議室で開催いたします。第8回は5月29日(水)、第9回は6月26日(水)、第10回は7月23日(火)を予定しております。ご多忙かと存じますが、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。今、ご説明のあった「その他」について、何かご意見やご質問はございますか。よろしいでしょうか。はい。それでは無いようですので、これで本日の第6回府中市学校施設老朽化対策推進協議

会を終了したいと思います。皆さん長時間にわたって、ありがとうございました。